

補助対象の早見表

R7.4.1～

死亡者住所	申請者住所	宇都宮悠久の丘	小山聖苑	その他
下野市内	下野市内	○	×	○
	市外	○	×	○
市外	下野市内	○	×	○
	市外	✕	✕	✕

✕：要綱3条の補助対象者以外のため補助対象外

×：管内料金扱いのため補助対象外

◎「悠久の丘」管内市町：宇都宮市、壬生町に住所を有するものが死亡した場合、管内料金

◎「小山聖苑」管内市町：小山市、野木町、下野市に住所を有するものが死亡又は斎場使用申請した場合、管内料金

要綱第3条 抜粋

第3条 この要綱に定める斎場使用料補助金（以下「補助金」という。）の対象者となるものは、次の各号のいずれかに該当し、斎場を使用した際に管外料金を支払ったものをいう。ただし、他市区町村で同等の補助金等を受けた場合を除く。

- （1） 死亡者が死亡時に下野市民であったこと。
- （2） 斎場使用申請者が下野市民であり、斎場で死体、死胎、身体の一部、改葬遺体、胞衣等を火葬した場合